第6回黒潮町農業委員会議事録

- 1. 日 時 令和4年8月5日(金) 午後2時00分~
- 2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
- 3. 出席委員 【農業委員】(10人)

3番 江口千寿、4番 山下理恵、5番 濱口佳史、6番 金子俊博、 7番 橋田美和、9番 松本昌子、10番 垣谷征志、11番 酒井幸男、 13番 ハジィフ泉、14番 吉尾好市

【推進委員】(5人)

1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、5番 小橋誠一、6番 尾﨑澄夫、7番 西村節男

4. 欠席委員 【農業委員】(4人)

1番 小谷健児、2番 野坂賢思、8番 伊芸精一、12番 福留康弘、 【推進委員】(2人)

3番 若藤陽介、4番 宮川建作

(事務局:事務局長 渡辺健心、書記 藤本英)

5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議

議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(6件)

議案第2号 非農地証明願について(1件)

議案第3号 農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画の決定について

議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について

(3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 時間も過ぎたようでございますが、これより8月の定例会を始めたいと思います。

大変暑い、厳しい暑さが続いてまして、また稲刈り等でみな忙しい時、熱中症、またコロナの ba2 の新たな ba2 の 75 という変異株がまた出たようでございますが、ba5 かなり感染者が多い状況が続いております。みなさん身体には十分気をつけて、自分で自分を守るというような考えで、健康には十分気を付けていただきたいと思います。

それでは早速始めたいと思いますが、今日、欠席、稲刈り等で欠席が6名ほどおりまして、○○君、○○君と○○さん、○○さんは奥さんが病院へ行くということで、付き添うということで欠席。それから、○○君と○○君、6名が欠席となっておりますが、会の方は成立をしております。それで○○さんも署名人ですが、今日は○○さんと○○君にお願いしたいと思います。

それでは早速議案に入りたいと思います。

よろしくお願いします。

それでは議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして6件出ておりますが、1番の方より事務局の方から説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請6件です。

まず番号、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町馬荷字イモギレ、田、243 ㎡。同じく字イモギレ、田、416 ㎡、同じく字イモギレ、田、180 ㎡、同じく字イモギレ、田、768 ㎡、同じく字イモギレ、田、651 ㎡、同じく字イモギレ、田、532 ㎡。字坂ノ下タ、田、88 ㎡、字坂ノ下タ、田、320 ㎡、字坂ノ下タ、田、422 ㎡、字坂ノ下タ、田、139 ㎡。字坂本山、畑、254 ㎡、字坂本山、畑、173 ㎡となっております。

これの1番から5番までが一体化した場所での3条申請になってます。ごめんなさい、 ちょっとご連絡遅くなったがですが、同封していたものでA3の図面があると思うがですが、 そちらを確認いただけますか。

これで、色分けをしています。まず今の1番の方が赤で枠を囲ったところです。

次に2番の方が左側、緑色で枠を囲っている方です。

- 3番目の方がさらにその左、黄色で線で囲っているところです。
- 4番の方がその隣、青で枠を囲っています。

5番の方がその下、水色で囲っている場所になります。ですので一体として今回承認を得たいと思いますので、5番までまとめて進めさせてもらいます。

まず番号2番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、 黒潮町馬荷字熊ガ谷、田、288 ㎡、同じく黒潮町馬荷字熊ガ谷、田、479 ㎡。字八弁蒔、田、 344 ㎡、同じく字八弁蒔、田、1,068 ㎡です。

続きまして番号 3、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町馬荷字ハイ原、田、255 ㎡、同じく字ハイ原、田 333 ㎡、字八弁蒔、田、420 ㎡。

番号5番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町馬荷字ヤソウ、畑、198㎡となっております。

3ページからお願いします。

場所としましては、馬荷の就活センターかきせから蕨岡の方に向かっていく道になります。この道が一体として、道沿いの田んぼと畑がですね3条申請としてあがっています。

4ページがゼンリンの地図となっております。

5ページから12ページが公図となっています。

13ページから19ページまでが現況写真となっております。

ちょっと3条調査書が必要なんですけども、添付し忘れています。ちょっとすぐ準備して もらいます、ごめんなさい。

事務局 お待たせしました。

ごめんなさい、3条調査証お手元に配らせていただきました。申し訳ありません。確認抜かっておりました。全部いきたいがですが、譲受人2人やけん、2人をまとめて1枚でかまんですかね。すいません、3条調査証読み上げさせていただきますが、譲受人さんが今回2名なので、このお二人分について、○○さんの方については2から5をまとめたという形で、一番最後のものを読み上げさせていただきます。

まず1枚目にあります、譲受人、○○さん、○○さんの分です。こちら第2項第1号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者としまして、ご本人とお父さんとなっております。

所有機械としまして、軽トラが1台、トラクターが1台となっております。

第2号農業生産法人以外の法人に関しましては適用はありません。

第3号信託についても適応がありません。

第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について 農作業に従事するものと見込まれます。年間150日の従事日数となっております。

第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて2万3,142㎡となっております。

第6号転貸禁止につきましても該当ありません。

第7号地域調和につきましては、所有権移転後は水稲の耕作、もしくは野菜、果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

すみませんちょっと飛びまして、17番、左上でいきますと、受付番号 17番のところをお願いします。こちら譲受人○○さん、ここで譲渡人が○○さんとなっております。全部効率

利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としまして、ご本人と子どもさん、息子さんとなっております。所有機械としまして、軽トラが1台、トラクターが1台となっております。

- 第2号につきましても適応はありません。
- 第3号信託についても適応がありません。
- 第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について 作業に従事するものと見込まれます。年間150日の従事日数となっております。
- 第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて2万8,349㎡となっております。
 - 第6号転貸禁止につきましても該当がありません。

第7号地域調和につきましては、所有権移転後は水稲もしくは野菜、果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

調査書につきましては以上となります。一回貸したもので承認をいただきたいんですけども、この中で、番号2番〇〇さんの申請地に関しまして、前回同様ですね、抵当権が設定されておりました。こちらを確認したところ抵当権自体は効いているということでして、今抹消の手続きをしているそうなので、所有権移転までにはその抹消の手続きを終えるということなので、今回の申請に関しては特に影響がないものと考えております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありましたが担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

○○委員 2日の日に現場へ見に行きました。○○さん、○○さん、○○さんこの方々に現場に来てもろうて、話を聞いたんですけど今この調査証聞いたら、これ、所有権移転後に米もしくは野菜、果樹となってるけど、米植えれるところはこの全体の地図で先ほども言いましたけれど、イモギレ○○、わかるかね。それから下、米植えるところは。このイモギレの○○その上もなんとか重機も持って行くけんできると思うけんど。そしてあとはこの黄な色ででとるところ、いちいち名前言わんけど、ここはショウヨク植えたりなんだりで、おそらく田にも畑にもならんと思う。どうするかは知らんけど。これについてはちょっと異議が私にもあります。現場で聞いたら、何をする言よったいうたら、みんな知らんのよ。荒れちょうとこやし、いらんところやからゆうて紙みてすぐ売っとる。それで手続きもろうちょる状態。それで一人、○○さんやったかな、土砂入れると。そういうこと言よった。残土処理に使う言よったゆうて。他の人はぜんぜん知らんが。じゃけんここで見たら、野菜、果樹を植えるゆうてまあ、重機もっちょるきね、どうするかは知らんけど。それで、馬荷地区の人が2日の日に○○さんとは別に○○さんと別れて帰ってくる時に言うた言葉は、チップではないか、木粉砕しよる、それを置くんじゃないかゆうて。それを置かれたら汁が出て、もう集落わや

になるわにゃゆうことは言よった。それはやめてもらわんと困るゆうて。わしらに言われても何しゆうがか全然わからんがやけん、本人とも会えんし。用心しちょったよゆうことだけは言うた。他のことは言えんけんね。何も。じゃけん、何に、売ることは売る、じゃけん空いちょうとこやけんこの黄なところから全部上は。ほいで一番上はヤソウか、の下か。地震計があるところ。ここらあたりは土を入れかえたらできらね。それから下はおそらく、黄色のところはなんにもできんと思う。

- 事務局 譲受人確認したら水稲を予定しちょって、そこができんかったら果樹らを植えろうかと いうことやったがですけんど。
- 議長 いつやろ、農地パトロール行った時には、かなりそこらあたりは米作りよったがね。もうだいぶ前になるけんど、あそこら辺りはまだ作れよったこた作れよったがやけんど。あれから荒らしちょったら知らんけんど。
- ○○委員 私も数年前イモギレのところはだいたい作りよったがよ全部。全部作りよって、ほんでイモギレの山側よね、道路があってイモギレがあって山側、そこの水が相当えらいです。水。溝がずっとあるけんど、すっごい水がえらいけん、こないだの、去年の9月の豪雨ではその集落センターかきせのところやろ、かきせの前のところは床上浸水まできました。そういうことで、八升蒔、そこを売った人が、もろうちょるらしいがやけんどね。アンテナのところは今千葉の大学は管理しようと、そこに貸しちょるらしい。ほんで、○○さんが来た時に、埋めるがと。結局は埋めるけんど、埋めるがはあと10年くらい向こうの話になるけん、その埋める時には千葉の大学との地震計はお宅と離してくださいゆうことは言うちょるらしいです。矢野さんは。買う人にね。そんなことらも今は現状としてあります。

ほいでえっころちゃんとしたところへ溝をきちんとしちょかにゃ、今災害があって盛土が流れてきて、じき行ったゆうたろ。えっころこれ坂道です。蕨岡に越える道の途中やけん、流れ妥したら出したらすごい早いと思います。去年も床上浸水まで来たような状況のところやけんね。農場委員会がそこまでタッチするかせんかゆうがはあれやけんど、わからんけど、この溝、そういうがはきちんとしちょかにゃ困ると思います。後々。

- ○○委員 年間 150 日の作従事とかゆうがやけど、作業実態あるろか。ありえんと思う。人を雇うて農業しよる、雇うた人にやってもらうゆうのはわかるけんど、本人が、こればあするゆうことはないと思う。一番忙しい朝から休みも本業操りゆうのに、農作業に 150 日これは、1 分1 日農作業してそれが 1 日に数えてくれるんならそれはあるけれど。
- 議長 一日中農作業ゆうことはないろうとは思うがやけんど。

- 事務局 ここの 150 日ゆうがは申請書の中での自己申告ながですけど、1 日の数え方ゆうがはちょっと聞いてみたらですね。ちょっと曖昧な基準みたいで。例えば、例えば 10 分でも 30 分でもしたらそれを 1 日と数えるゆうことらもありえると。農業会議の方がおっしゃっておりました。
- ○○委員 さっきから言われるようにこれを埋め立てたいがやね。多分ね、これ埋め立てるまでに野菜とか果樹とか書いちょうけど、作るろうか。
- 議長 前からちょくちょく申請はあるね。
- ○○委員 ほんで温泉のところもね、あの土も相当流れていくと思うけんど、雨降ったら。どんどん ね。
- ○○委員 この真ん中の黄色はほんと何にもできんところと思うぜこれ。
- 事務局 ほんとに現況写真のある通り木が生い茂っちょうとこですね。
- ○○委員 これが果樹植える、木植える、米植えるゆうのも難しいよね。みんなも現場見てもろう たら思うと思うけんど、そんなところやないけん。
- 議長 最初からこの非農地として本人、地権者、出してきちょったら問題ないがやろうけんど。 3条申請やけん農地として買うとゆうことなので申請ということになると。
- ○○委員 この写真から見たら15ページから16ページ。農地でも非農地。
- 議長 農地としてはなかなか作りにくいゆうようなあれらもあらね。ほとんど山じゃもね。ここら辺りほどんど山で農地としてはなかなか。唯一この電柱が立っちょるところの17ページ、ここら辺りがなんとか、草でも刈りゃゆうようなあれやけど。ここは地震のあれやりゆうところながやろここは。なかなかこの3条許可申請も現況見る限りではなかなか農地としては作れなね。

事務局 難しいですね。

○○委員 先ほど私が同級生のって言よったがやけんどね、この八升蒔の黄色の山側の方に熊ガ谷 いうとこがあるろ。枠で囲ってないけど。段々の田んぼがあって、その同級生がそこも一緒 に買ったらしいがやけんど、それは後で非農地のがで出てくるかもしれんけど。一緒に買う

てくれるみたいながやけんど。その八升蒔のとこも、農業委員会で3条許可じゃなしに非農地としてどうですかゆうがやったら、そこも一緒に非農地としてでてくらね。

- 議長 非農地やったらね、わかるけんど、3条ということになると、3年間は農作物作りなさい やけんね。ほんじゃけんこのままではなかなか作れなね。
- ○○委員 ○○さんに変更のお願いしたらどうでしょうかね。
- 議長 このままでは3条許可申請は出せませんと。

その作れようとこだけはひょっとしたら作るかもわからんけんど、この現況見る限りではなかなかこの3条では難しいと。ゆうようなことを言わにゃ。非農地やったらわかるけんど。今のこの写真見る限りでは。

○○委員 この○○さんの分は、米作る何作るゆうても通用すらね。イモギレ。下は文旦植えちょる けど、上は現在でも植えちょるけん。いけるけど、その後はこの13ページ見てもろうたら 赤線の奥はえっころスギの木も太っちょうけんね。

議長そうじゃね、山じゃもね。道の上側になるね。

- ○○委員 農地という名義だけで、農地ではないけんね、これ。これから上はこの黄な線になってくるがやけんよ。
- ○○委員 これの返事そのものが1カ月くらい待てるものなら、9月9日にパトロールありますよね、全体パトロール。その時に全体で見に行って、現状を見て、許可3条申請、これは非農地やねみたいな判断するわけにはいきませんか。

議長 とりあえず返事はせないかんろうね。

- ○○委員 今本題は事務局から、こういう今の委員会から今のこういう意見が出ちゅうと。○○さん の方は3条でも公認はできるけんど他のところはちょっとできんと、そんな指導したらど うぜ。
- 議長 今の段階で両方とも3条許可申請ゆうがはちょっと難しいがやないろうか。先、○○さんが言よったように、息子さんの分については3条でも作りようけん、その3条でもかまんと。そういうことにするか。そういうことで承認をしてかまんろうか。

それでは、3条許可申請の1番の分、これ、○○の分だそうですが、この分については3

条で承認するということの承認をもらいたいと思いますが。

この件つきまして承認をされる方、挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。1番につきましては承認をされました。

続きまして、2番、3番、4番、5番につきましての承認を受けたいと思いますが。この件につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手なし)

挙手なしということで、承認はされません。ということで、不承認ということになります。 3条については承認ができないということになりました。もし、出すようであれば、非農地 証明として、その地権者でないと非農地は出せんけん、非農地証明として出してもろうて、 それが認められれば。そういうことにして言うちょったらかまんと思うけん。そう言うちょ ってください。

- ○○委員 この黄色なとこは3条でいけるけど、あとのこの上はこら微妙なとこやけんよ。その地震 計のあるとこ。あれ、畑にしよう思うたらできるけんよ。
- 議長 もうじゃけんそこももう非農地、非農地よ今。非農地の証明もろうちょいて、非農地が出たら農地から離れるけん。あとはどうしようともうかまんけんど、その非農地証明は地権者でないと出せんけん。地権者の方に非農地証明を出してもうろうてくださいと。

その非農地でないと認めれんと。いうことになったら出てくると思う。そういう返事でいいですかね。

それでは3条許可申請の6番。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。第3条申請の6番です。譲渡人〇〇〇〇さん。譲受人〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町入野字霜月田、田、132㎡。同じく字霜月田、田、419㎡です。

20 ページからをお願いします。まず航空写真ですけども、下田の口のですね、田の口分岐から〇〇さんのご自宅が南側にあるんですけども、そこのすぐ隣、宅地にほぼ近接した田んぼになります。前回、〇〇さんから出ていたところの隣になります。

続きまして 21 ページがゼンリンの地図です。ここの場所のすぐ左隣が前回 3 条申請が出ていた場所です。

続きまして22ページが拡大の航空写真です。

23ページが公図となっております。

24ページが現況写真となっております。

それから最後にお配りしました、第3条調査書の一番最後のページを読み上げさせてい ただきます。 譲受人○○さん、譲渡人○○さんです。まず第2項第1号の全部効率利用につきまして、 譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に 供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者としまして、ご 本人とお父さんとなっております。所有機械としまして、軽トラ1台、トラクターが1台、 管理機が1台となっております。

第2号につきましては適用はありません。

第3号につきましても適用がありません。

第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について 作業に従事するものと見込まれます。年間200日の従事日数となっております。

第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて2万8,394㎡となっております。

第6号につきましては該当ありません。

第7号地域調和に関しましては、所有権移転後は水稲の耕作を予定しており、また自宅に 近接する農地であり、地元の農家と協議しながら営農するとのことであり影響はないもの と考えられます。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で捕捉説明あればお願いしま す。

○○委員 23ページご覧ください。前回言ってた513の方が前回出てたと思うんですけども、今回、521と515含めた1筆と思ってたそうです。当初は。○○さんと固定資産税のことで二人で打合せしたときに、実は別の筆だということに気がついて慌てて追加で申請してきたそうです。調査書の方では水稲とありますが、将来的には埋め立てをして、農業施設をできればとちょっとおっしゃってました。行政書士の先生も入ってますので、手続き上は問題ないとは思いますんで審議の方よろしくお願いします。

議長 今、○○さんの方から将来的には農業に関係した小屋かなんか、そういうことやろ。

○○委員 埋め立てをしてハウスみたいななんか、キュウリやられてるので。ハウスか、園芸施設ということでおっしゃっておりました。

議長 施設園芸みたいな。施設園芸やったら問題ないわね。

○○委員 もともとビニールハウスも後ろにございますし。問題ないとは思います。

議長 今、〇〇さんの方からも説明がありました。将来的にはハウス等を建てるというようなことでございますが、この件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。

最初は1筆じゃ思うちょったわけ。

○○委員 そうみたいです。調べていくうちに、固定資産税とか合わせて見たときに、なんか面積が 違うぞということになって。資料持っていってお話したわけではなかったので、もともと1 筆じゃのに、あれはどうも3筆じゃろということで今回申請した。

議長 たぶんもともとは別れちょった部分を1筆に勘違いしちょった。登記上は3筆になっちょたがやろうね。

何かこの件につきまして質疑ありませんかね。質問。ないですかね。

現在も作りようしハウスも。問題ないと思いますけんど、何か、なければ承認を受けたい と思います。

3条許可申請、6番ですかね、6番につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。3条許可申請の6番につきましては承認をされました。

続きまして議案第2号、非農地証明願につきまして1件出ております。事務局の方より 説明をお願いします。

事務局 2ページをお願いします。

議案第 2 号、非農地証明願 1 件出ております。番号 1 番、願出人、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん。願出地としまして、黒潮町鈴字本モ谷、田、163 ㎡。同じく字本モ谷、田、223 ㎡。同じく字本モ谷、田、91 ㎡。同じく字本モ谷、田、1,210 ㎡となっております。願出理由としまして、少なくとも 10 年以上前から耕作をやめており、現在は雑草が繁茂する状況となっているということです。

25ページからをお願いします。

航空写真なんですけども、場所は成又というところになりまして、熊野浦とか北の方でしたら小黒ノ川の方から入っていく場所となります。住所表記上は鈴になってるんですけども、行政区としては小黒ノ川になるということです。

26ページがゼンリンの地図になっております。こちらですね、航空写真ではないんですけども、今、道路、きれいな道路がついてまして、すごく交通はしやすい場所となっております。

27ページが拡大の航空写真となっております。全部で4筆となっております。

続きまして28ページが公図となっております。

続きまして29ページが現況写真となっております。

現況ご覧の通り雑草が繁茂して下も砕石が敷き詰められております。

事務局からは以上です。

- 議長 事務局より説明がありましたが、担当委員さん、○○さんやったかね、これ。○○さん、お願いします。
- ○○委員 まず25ページを見てください。25ページの左の上。こっちが小黒ノ川の国道の方へ出る 町道なんですが、そのまま小黒ノ川から入ってきて左に行くと中ノ川の集落。右へきたら成 又。これ本人もびっくりしたんですが、鈴になちゅうと。けんど小黒ノ川の道やけんど。土 砂をおいたのは町が町道の工事をするために、土砂を置くくがないけん置かしてくれと。本 人は町がその管理をしてくれるがやったら置いてもええゆうて置いたそうですけれども。 町道が完成して鈴へ行く人や熊野浦へ行く人がきれいになっちょうね言うがですけども、 その後の管理の、最後の29ページの写真はだいぶ前の写真で、今はこんな状態やない。ス ギの木も何本か生えて非常に、今農地に戻しても本人はよう作らんと。ほんで非農地証明してもらいたいゆう話は出てました。証言するようなことやないけんど、田んぼとして圃場整備しちょったがやろうと思うけんど。そういうところやったけん本人は作れるあれやったら作ると思うけんど、町の方の要請があってあれした、あれしての現在こういうことになっちゅうゆうことは話よったがですけんど。本人ももう元へ戻して、隆起して戻してもろうてももうよう作らん。そういうことは言よった。

議長なかなかこの砕石敷いたりなんだりしよったら元へもどらなね。

今○○さんの方からもなかなか元へは戻しにくいと。農地としてはなかなか作れんとゆうことでございますが、この件につきまして、何か、質疑質問のある方おりませんかね。ないですかね。

ないようでしたら、この非農地証明願の承認を受けたいと思います。

非農地証明願いにつきまして、承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願につきましては承認をされました。

すいません、本日当日資料で追加議案が出てきたそうですんで、許可しまして、第5号議 案ゆうて書いた当日資料の方先にやりたいと思います。

形状変更願につきまして、1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案第5号の追加議案と書かれたものをお願いします。

形状変更届が1件出てきております。届出人、〇〇〇〇さんです、届け出地としまして、 黒潮町入野字汐カラタ、田、736 m²です。届け出理由としまして、嵩上げをし、畑として利 用したいとのことです。 1ページからお願いします。まず航空写真ですけども、いつものように 10 年前のもので古くて新しいところは黄色い線でイメージを書かせてもらってます。ほぼ国道沿いの場所にあるんですけども、国道が通ることによって、写真に載っている面積よりか少しとられてだいたいこのくらいの面積になっているとう状況です。赤で囲んでるんですが、だいたいこのくらいの面積になっているという状況です。

2ページが同じくゼンリンの地図です。

続きまして3ページが拡大の航空写真となっております。先ほど申し上げました、国道が通ってですね、農道が左へ若干ずれてきて、現況写真の中にある農地の中にくいこんできているという状況です。

続きまして、4ページが公図となっております。

続きまして5ページが形状変更の平面図と断面図となっております。

高さは50センチほど埋め立てをしたいということのようです。

最後に6ページが現況写真となっております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局から説明が終わりましたが、担当委員さんの方で補足説明あれば。

- ○○委員 ○○委員と現場見に行きました。かなり高いですが既に半分以上木が生えていて、周辺の 関係者の許可はとっているという話なんで問題はないか思います。
- 議長 担当委員さんの方で問題ないということに。これ田んぼということで、なかなか水がない ろ。田んぼとしては作れてないね。だそうですが、何かこの件につきまして、質疑質問はあ りませんかね。盛土して畑として利用するということでございますが。いいですかね。

それでは議案第5号、形状変更願につきまして承認を受けたいと思います。

この件に関して承認を受けます方挙手願います。

(举手全員)

挙手全員です。形状変更願につきまして承認をされました。

当日資料、議案6号と書いておりますが、この件につきまして、形状変更願いにつきまして、事務局の方より説明をお願いします。

昔のものなので消えていると。それで抹消の手続きを今している途中であるということだったので、今回形状変更については問題がないというふうに判断できるかと思いますんで、また承認の方お願いします。

- 議長 今、前回でちょった抵当権があったとこの場所やそうですが、この件につきまして、担当 委員さんの方は。
- ○○委員 私、これ今日出ると思わざったんでなんちゃ話してない、聞いてない。すいません。
- 議長 前回出ちょって、抵当権があるという問題ありゃせんかということで棚上げしちょった 分ですんで。何かこの件について質疑ありませんかね。
- ○○委員 ここは前にハウス建てちょったとこか。断面が残っちょうみたいなね。これ写真が 22 年 じゃけんだいぶ昔の写真やけんど。

議長 どこへ載っちょう。

○○委員 写真は載ってない。今現在古びたね、残っちょうように思うがやけんど。

事務局 写真に見えるやや左に見えちょうががハウスやないでしょうかね。

○○委員 すいません、今から言うたちいかんがやけんど、形状変更届やいか。私が行ったところの 人は農業も全然しそうにないような、高齢の方で1人は老人ホームに入り旦那さんは、奥さ んはおばあちゃんがやりよったようなところで。私すごい変ながやけど、形状変更出すより か非農地に出した方が、畑作る目的が。

議長 畑として利用したいということで前回出ちょったがよ。

○○委員 出ちょったけどそういう状況としては同じではないと思うがですが。農業やめてしもう て。

議長 後にもおらんが。息子さんとか、ないが。

○○委員 ○○さんゆうて全部機械も売ってしもうて、○○さんもお爺さんは老人ホーム、お婆ちゃんがちょっと野菜作りよる感じで。

- 議長 高齢やき作れんとか我々は言えんけんど、本人が形状変更したいとゆうことで願いがで ちょうがと思うけんど。
- 事務局 前回これ○○さんが話しよったと思うがですが、ゆくゆくは売買をしたいということで、 ○○さんに売りたいということで。
- ○○委員 ○○さんに買うてもらうときはみんなも非農地にしたらえいにね。話がしやすいと私は 思います。
- 議長 この写真見る限りでは農地としてゆうか、この写真ではきれいながね。非農地としては認めがたいとゆうようなところよね。本人が形状変更したいという願いですので、抵当権も問題ないということでございました。何か他に質疑ありませんかね。ないようでしたら商人を受けたいと思います。この形状変更願いの2番ですか、につきまして承認される方挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。形状変更願の2番につきまして2件ですね、承認をされました。

それでは、議案第3号、農業経営強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権でございますが事務局の方より説明お願いします。

事務局 それでは議案第3号の資料をお願いします。

利用権の設定について読み上げご説明させていただきます。1 ページをお願いします。まず整理ナンバー、4-25、大方 4-25、貸付人 \bigcirc 000さん。借受人、高知県農業公社となっております。期間としまして令和 4 年 8 月 8 日から令和 14 年 8 月 7 日の 10 年間となっております。場所については、加持の三島となっておりまして、作物としては水稲となっております。こちらがですね公社と利用権設定後に \bigcirc 0との設定となるようです。

続きまして 4-26、大方 4-26、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人同じく農業公社です。期間はこれも同様に 10 年間となっておりまして、場所が入野の字新明となっております。こちら作目が季節野菜キュウリとなっております。こちらが公社との設定後に〇〇さんとの利用権設定となるようです。

続きまして 2ページです。 4-27、大方 4-27、貸付人入野 2991、 \bigcirc ○さん。借受人同じく高知県農業公社です。期間も同様に 10 年間となっております。場所が入野字新明です。作目がこちらもキュウリとなっております。こちらも公社との利用権設定後に \bigcirc ○さんと利用権を設定します。

続きまして 4-28、大方 4-28、貸付人、○○○○さん。借受人同じく高知県農業公社です。 期間も同じく 10 年間となっております。場所が入野の字山手です。作目についても同じく キュウリとなっております。こちらは公社との利用権設定後、○○さんと設定をするとのこ とです。

次のページをお願いします。

ここからが相対の部になるんですけども。整理ナンバー4-29、大方 4-29、貸付人〇〇〇〇さん。借受人〇〇〇〇さんです。設定期間としまして、こちらも 10 年間となっております。作目としてはミョウガとレモンとなっておりまして、これは、これまで同様引き続きの再設定となるものです。4-26 から 4-28 までは町の農業公社と利用権の設定をしていたものを、町の農業公社がのいて、かわりに県の農業公社が間に入ると、そういうことになるようです。

議長 今事務局の方より説明がありました。この利用権の設定につきまして、何か。

○○委員 26 と 27 の貸付人よね、○○。

事務局 これ申込書も住所が一緒なんです。

議長 ○○は一緒よね、入野でも。じゃけんこれは関係ある人なが、○○さんと○○さんが。

事務局 ごめんなさい、そこちょっと確認してないがですが、申込書が住所が一緒なので。

議長同じ住所よね、名前だけ違わね。親子。

○○委員 親子です。

○○委員 住所の番地入るがと入らんがと。

事務局 特に意味はなかったですが統一して表記するようにします。意味はないですが。

議長 親子だそうです。何か他にこの利用権につきまして質問ありませんかね。町の公社から県 の公社に移ったということでございます。再設定でございますんで、特に問題ないかと思い ますが。いいですかね。

それではこの利用権の設定につきまして、承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。議案第3号、利用権の設定につきまして承認をされました。

それでは議案第4号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議ということで1件 出ております。事務局の方より説明お願いします。垣谷さん、ちょっと退席お願いします。 それでは事務局の方より説明お願いします。 事務局 議案第4号の資料をお願いします。認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議1件 出ております。

まず番号1番、○○さん。内容としまして予冷庫の導入ということです。ページをめくってください。2ページからお願いします。今回の内容ですけども、主に赤い枠で囲ませてもらってます。今回の借入申し込み金額○○です。最終償還期限としまして令和19年5月31日、15年均等払いとなっております。償還額としまして、○○となっております。

事業計画としまして、予冷庫の新築工事、○○○○となっております。

資金計画としまして、これらにかかるもの○○○となっております。

3ページの方が今回導入による露地ショウガということなんですけども、実績とそれから 目標というところで載っております。

それから4ページから6ページにかけて、これから資金の今後の資金の返済計画。それから収入計画などが載っております。

8ページの中に農業経営の規模の拡大に関する目標とありますが、露地ショウガでして、現状作付面積 44 a、生産量が 17.6 トンであるところ、右側、目標が作付面積 80 a、生産量が 40 トンとなっております。

13ページ以降が見積書などになっております。

それから最後の22ページが現状〇〇さんの利用権設定登録のある農地なんですけども、加持の田村のあたりに1件農地を利用権設定しております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありました。担当委員、当日資料やきないわね。この利用権の設 定のとこやけんど、ここで44a あるが、別にもあるが。

事務局 別ですね。たぶん口頭でお借りしている場所があるんじゃないかと思いますけどね。

議長 露地ショウガだけ。

事務局 主には露地ショウガということで聞いてますが。

○○委員 場所はどこか。

事務局 ちょっと確認します。

議長 たぶん今の作業場のとこやろけど、どこやろ。結構太いあれがいるね。ショウガを囲うゆ うたら。 ○○委員 1軒の家だけのでしょうかね。

議長 自分のショウガのあれやろうね。結構金額も太いけん。前は穴掘ってあれしよったわね。 ○○さんらの時には穴掘っちょったね。前はずうっと穴掘って、そこへ貯蔵しよったがやけんど。17トン現在やりようがやけど、40トンゆうてどればあの金額になるんやろね。どればあの金額。

事務局場所ながですけど、○○さんの倉庫の裏手になるそうです。

議長 ○○ゆうたら山の上。あっからまだ道あるが。こないだ作った。もう建物たてようぞあそこ。○○のコメ倉庫よね。コメのやりようあの上か。あこ道あったろうか思うて。あんな上か。

何か他に質問ないですか。ないようでしたら承認を受けたいと思います。いいですかね。 それではこの借入計画の件につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。議案第4号につきましても承認をされました。 いったんこれで記録を止めたいと思います。

(午後3時22分終了)